

リスク管理

損害保険の原則

■ 保険課額と保険金額

全部保険



実損てん補
 保険金額を限度として
 保険金が支払われる

超過保険



原則として、超過部分を取り消すことができる

一部保険

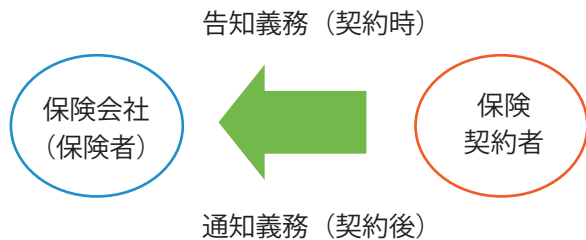


比例てん補

$$\text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$$

※ すまいの保険の場合、契約時の保険金額が保険価額の80%以上のときは比例てん補は適用されない

■ 告知義務と通知義務



損害保険の種類

| | |
|---------|------------------------------------|
| すまいの保険 | 火災保険 地震保険 |
| くるまの保険 | 自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険) (任意の) 自動車保険 |
| からだの保険 | 傷害保険 医療 (費用) 保険 介護 (費用) 保険 |
| 賠償責任の保険 | 個人賠償保険 |

地震保険の保険金の支払い

| 全損 | 基礎・柱・壁・屋根等の損害額が 建物の時価の 50% 以上 消失・流失した部分の床面積が 建物の延べ床面積の 70% 以上 | 家財の損害額が 家財の時価の 80% 以上 | 保険金の支払い 契約金額の 100% (時価が限度) |
|-----|--|--------------------------------------|--|
| 大半損 | 基礎・柱・壁・屋根等の損害額が 建物の時価の 40~50%未満 消失・流失した部分の床面積が 建物の延べ床面積の 50~70%未満 | 家財の損害額が 家財の時価の 60~80%未満 | 保険金の支払い 契約金額の 60% (時価の60%が限度) |
| 小半損 | 基礎・柱・壁・屋根等の損害額が 建物の時価の 20~40%未満 消失・流失した部分の床面積が 建物の延べ床面積の 20~50%未満 | 家財の損害額が 家財の時価の 30~60%未満 | 保険金の支払い 契約金額の 30% (時価の30%が限度) |
| 一部損 | 基礎・柱・壁・屋根等の損害額が 建物の時価の 3 ~ 20% 未満 全損・半損に至らない建物が 床上浸水 または地盤面から 45cm を超える浸水 | 家財の損害額が 家財の時価の 10 ~ 30% 未満 | 保険金の支払い 契約金額の 5% (時価の5%が限度) |